

全日本柔道連盟公認柔道指導者資格をお持ちの皆様へ

2024年5月27日 静岡県柔道協会 公認指導者講習部会

【全日本柔道連盟の目的】

柔道の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与する

上記目的の達成に向けて、制度に沿った指導をしましょう。

- 柔道の持つ多様な価値を認識し、指導対象者の目的に応じた支援をしましょう。
- 安全かつ効果的な指導をしましょう。
- 指導対象者やその保護者、社会の信頼に応え柔道の認知度を高めましょう。
- 医科学的な知識を熟知し、様々な情報を有意義に活用しましょう。
- 通知や指針等の全柔連が発出する情報に気を配り、内容を理解しましょう。

毎年度の全柔連登録をしましょう。

- 全柔連公認資格は、次の条件を満たすことにより有効となります。
 - ・資格が認定され、有効期間内である。
 - ・全柔連個人登録と資格登録が完了している。↔ 登録をしなければ資格は無効です。
 - ・資格が停止されていない。
- 更新講習会の受講には、資格が有効であることが必要です。

研鑽に努め、指導力を向上させましょう。

- 日々の指導と研究に加えて、積極的に講習会や研修会に参加しましょう。
- 指導員テキストや「長期育成指針」、「柔道の安全指導(第6版)」を熟読しましょう。
- 他チームとの交流や指導者同士の意見交換から学ぶことも多いものです。

公認柔道指導者資格の有効期間と更新

- 資格有効期間は1年間で、年度ごとに更新する必要があります。
新規認定後の最初の有効期間は、認定日から1年経過した後の最初の年度末までです。
- 有効期間内に更新講習会を1回受講することで資格は更新され、有効期間は翌年度末まで延長されます。
- 更新講習会では次の講習を行います。すべてを受講することが資格更新の条件です。
 - ・コンプライアンス講習
 - ・審判規程講習
 - ・安全指導講習
 - ・全柔連トピックス
- 全柔連が主管する更新講習会はメディア(オンライン)講習として開催されます。
受講期間は5月18日～12月17日で、全柔連登録会員システムを利用します。
e-ラーニング方式で、受講履歴は自動的にシステムに記録されます。
- 当協会が主管する更新講習会は、面接式(集合形式)講習として開催されます。
インターネットを使用できない方を対象とします。詳細は決定次第お知らせします。
- 更新しないまま有効期間が終了した場合、有効期間終了の翌年度内であれば、更新講習会を1回受講することで資格が再有効化されます。

*ご質問等がございましたら、下記までご連絡ください。

静岡県柔道協会 公認指導者講習部会 E-mail : judoshido21@yahoo.co.jp

全日本柔道連盟公認柔道指導者資格Q & A

2024年5月26日 静岡県柔道協会 公認指導者講習部会

Q1 更新講習会の申し込みは、どのようにして行いますか？

A e-ラーニング方式は、「全柔連登録会員システム Judo-Member」にログインし、「講習会申込」から「講習会一覧」に進み、「全柔連【更新・指導者】～」で始まるe-ラーニングを選択、受講します。最初のログイン時に、メールアドレスとパスワードの設定、メンバーIDの入力が必要です。面接式は、その開催要項を当協会HPにアップロードします。登録会員システムでの一斉メール送信も行いますのでご確認ください。

Q2 e-ラーニング方式と面接式とでは、更新講習会の内容に違いがあるのですか？

A 同じ内容です。どちらを受講しても更新することができます。しかし、可能な方はe-ラーニング方式を受講願います。都合のよい日時に受講することができ、受講料は無料です。e-ラーニングを利用できない方は、面接式の講習会を受講願います。ただし、受講人数に制限があります。受講料は有料となります。

Q3 資格有効期間が2年間残っています。更新講習会の受講は、有効期間の最終年度でもよいでしょうか？

A 規程の改正により、有効期間は残りの期間にかかわらず1年間となりました。毎年更新講習会を受講して毎年更新する必要があります。

Q4 C指導員で更新ポイントを4pt取得しています。更新講習では、2pt分の講習を受講すれば更新できるのでしょうか？

A 規程の改正により、更新ポイントは廃止されました。取得していたポイント数にかかわらず、1年間の有効期間内に1回の更新講習会で4つの講習を受講する必要があります。

Q5 有効期間終了の翌々年度に更新していない場合は、資格の再有効化は不可能でしょうか？

A 2年以上更新しない場合は、再度同じ資格の養成講習会を受講すれば再有効化されます。ただし、2022年度以前に有効期間が終了している場合への対応は、全柔連で検討中です。

Q6 すべての指導者資格で全国大会まで監督ができると聞きました。C指導員の資格があれば、A、B指導員資格を取得する必要はないのでしょうか？

A 公認指導者資格は、大会監督のための資格ではなく、指導のための資格です。より高度な指導のための研修として、CからB、BからAと養成講習会を受講し、ステップアップすることをお勧めします。また、A、B指導員資格を取得することで、それぞれ日本スポーツ協会公認コーチ3、1の専門科目の講習と試験が免除されます。各指導員資格の位置づけと指導者としての活動例は次の通りです。

【A指導員】指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者
(活動例) 指導者講習会等の講師 連盟や協会等競技団体組織の統括 等

【B指導員】選手の指導に必要な専門的な指導力を有する者
(活動例) 複数の指導者の統括 講習会等の講師 大会や練習会等の計画 等

【C指導員】選手の指導に必要な基礎的な指導力を有する者
(活動例) チームにおける指導 練習会等における指導 等

※ 全柔連規程により、柔道の指導を行う者には、公認柔道指導者資格の保有が義務付けられています。

※ 上記A、B指導員の活動例は、当該資格の保有を必須とするものではありません。

*詳細は公認指導者講習部会までお問い合わせください。